

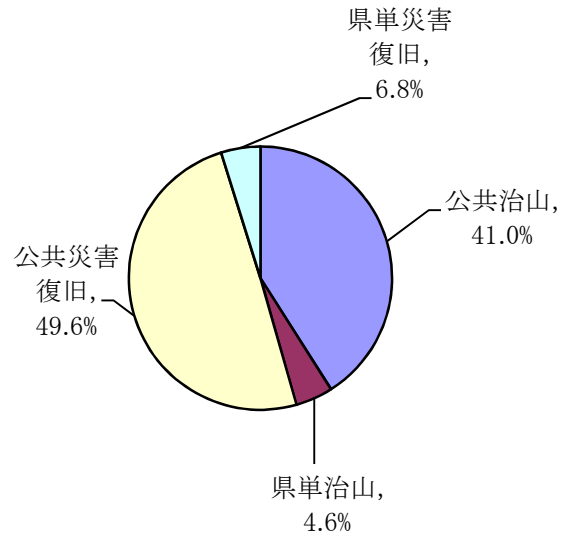
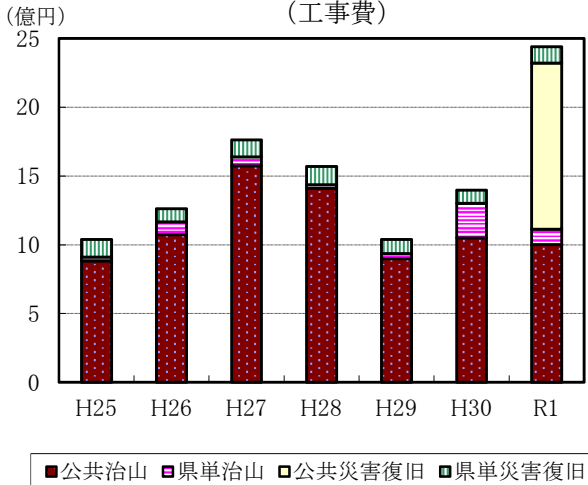
## 7. 森林の保全

### (1) 治山

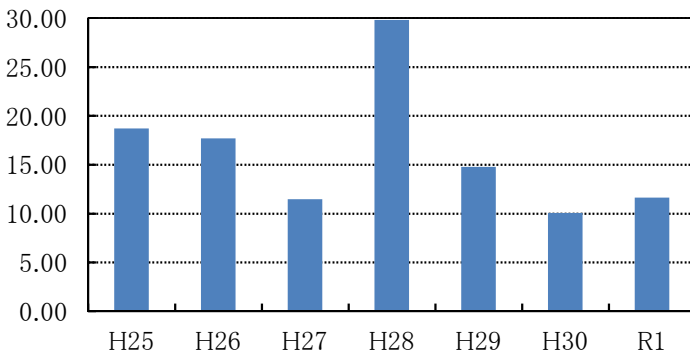
—森林のもつ公益的機能の維持増進—

令和元年度治山事業別内訳  
(工事費:総額2,439百万円)

年度別治山事業の実績  
(工事費)



(ha) 海岸県有保安林の整備状況(植栽面積)



治山事業は、山地に起因する災害の防止、水資源の涵養、生活環境の保全・形成等森林のもつ公益的な機能を高度に発揮させるため、国庫補助事業により実施している。

本事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」、「治山緊急措置法」(平成15年4月1日に「治山治水緊急措置法」から改正)の3法に基づいて実施してきたが、平成16年3月31日に「治山緊急措置法」が廃止となり、平成16年度以降は、「森林法」、「地すべり等防止法」の2法に基づき実施している。

また、治山事業の補完的意味合いを持つものとして市町村が実施する事業を支援している県単事業については、事業目的の効率化を図るため従来の補助県単治山事業を平成18年度から小規模治山緊急整備事業に編成し直し、令和元年度は2市に対して補助を行った。

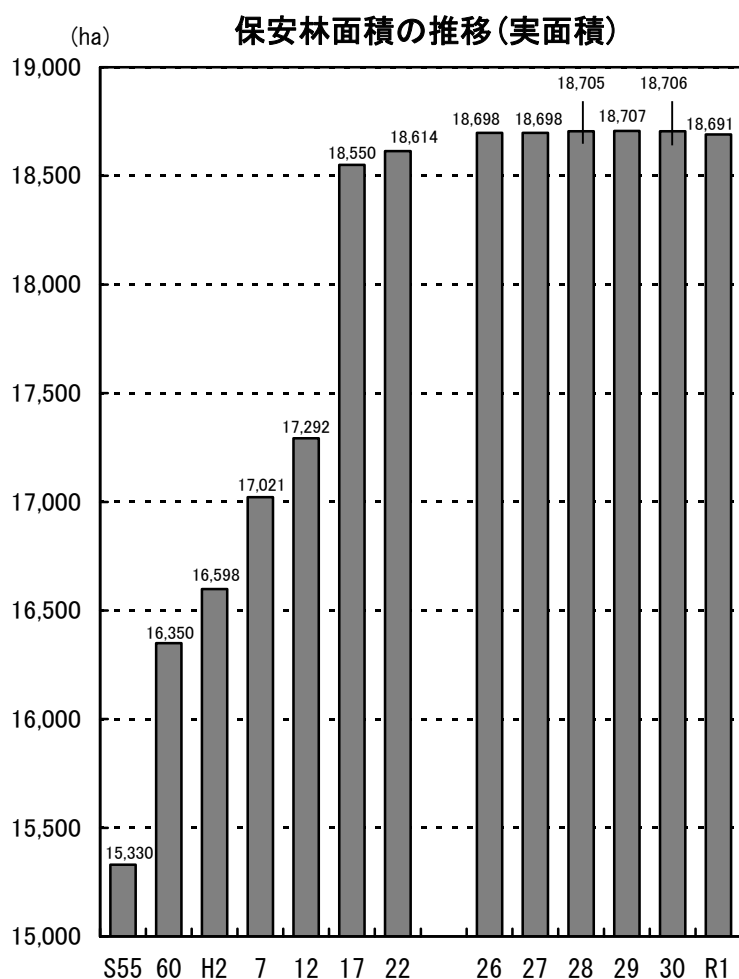
半島地形で長い海岸線を持つ千葉県は、飛砂及び潮害防備を目的とする約1,000haの海岸県有保安林を保有している。近年の松くい虫による被害に加え、震災により津波の被害を受けたことから、治山事業により県有保安林の再生を図っている。

※工事費＝工事請負費＋委託料＋補償費＋使用料・賃借料＋原材料費（事務費は除く）

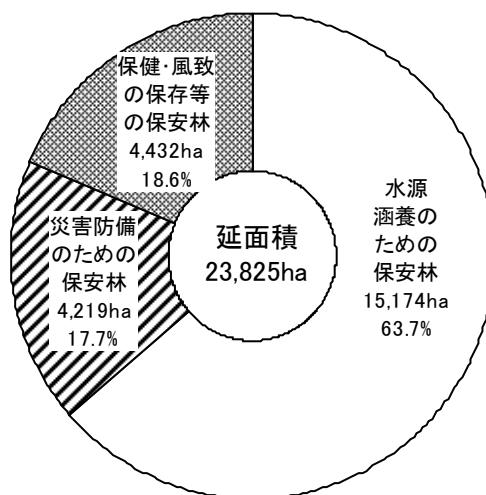
※工事費の実績額＝当該年度最終予算－不用額＝当該年度執行額＋翌年度繰越額

## (2) 保安林

—県民の生活を守る保安林—



保安林の構成割合(延面積)



森林は、木材を供給するほか、水源の涵養や山地災害の防止、津波や高潮の被害の軽減、美しい景観や保健休養などの場を提供するなど、多くの公益的な働きを持っている。

こうした森林の中で、特に重要な役割を果たすべきものを、「森林法」に基づき保安林に指定し、その働きが失われないよう伐採の制限や植栽の義務などを課している。

保安林の面積は、令和2年3月末現在、18,691haで、県土面積の3.6%、森林面積の12.0%を占めている。保安林の種類別構成割合は、水源涵養のための保安林が63.7%、災害防備のための保安林が17.7%、保健風致の保存等の保安林が18.6%となっている。所有形態別では、国有林が36.4%(6,799ha)、民有林が63.6%(11,892ha)となっている。

また、水源の涵養や保健を目的とする保安林の指定を積極的に推進するとともに、保安林の持つ機能の維持・向上を図るため、特に県有保安林について、計画的な除間伐、下刈等の管理作業を実施している。

### (3) 公益的機能の経済的評価

5,456億円／年（全国では年間約70兆円）



資料：千葉県森林研究センター：「千葉県の森林が有する公益的機能の経済的評価」

試験研究成果発表会資料—林業部門—

日本学術会議：地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について

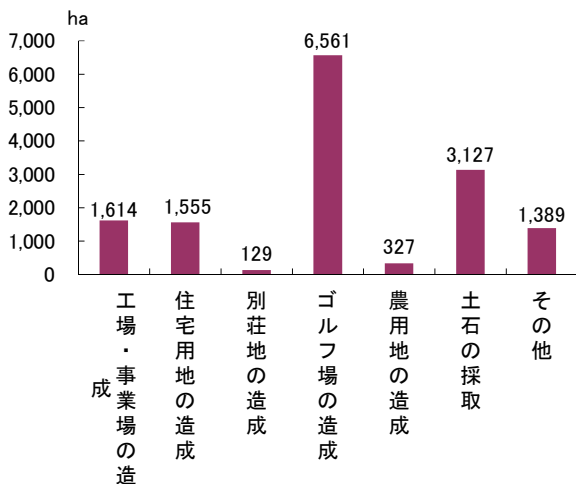
森林には、木材等林産物を供給する経済的機能と、県民生活を災害から守り心豊かな生活を提供する公益的機能とがあり、県民の福祉の向上に役立っている。この公益的機能について、公共財あるいは環境材として経済的に評価した場合、どの程度のものであるかを示す目安として、首都圏に位置する本県の自然を保全し、活用する場合の参考資料の一つとするため、県全体の森林をマクロ的に試算してみた。

なお、試算は環境材と同様の性質を持つ代替材のデータ、つまり、代理市場データを使用することにより評価する「代替法」及び「ヘドニック法」により求めた。

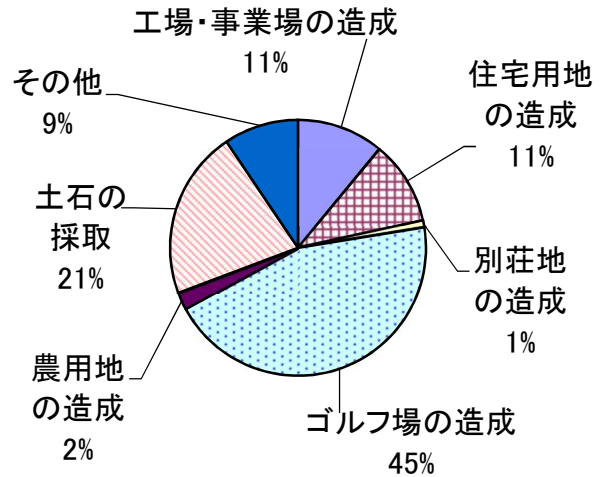
## (4) 林地開発

—秩序ある森林の開発—

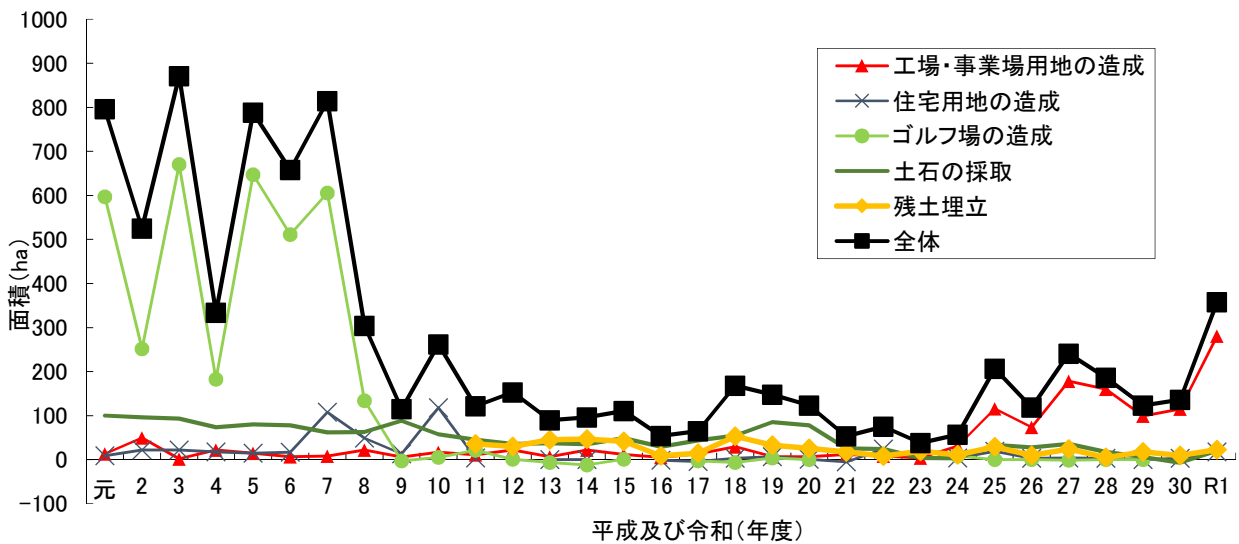
林地開発許可実績（面積）  
（昭和50年度～令和元年度）



林地開発許可面積割合  
（昭和50年度～令和元年度）



林地開発許可面積の推移



令和元年度の森林法に基づく林地開発許可状況は、許可件数で47件（前年度57件）、許可面積で358ha（前年度136ha）となっており、件数は減少しているが、面積は増加している。

開発の目的別でみると許可件数及び許可面積では共に太陽光発電施設の設置を目的とした「工場・事業場用地の造成」が最も多く、許可件数では26件で全体の約55%、許可面積では281haで全体の約78%を占めている。

なお、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行を受け、令和元年度は電気事業者による太陽光発電施設等の設置を目的とした開発の案件は減少した。今後、環境影響評価法の一部改正により、大規模な太陽光発電施設の設置が環境アセスメント対象事業となるため、許可件数は減少していくものと思われる。